

平成 23 年第 4 回
美唄市議会定例会会議録
平成 23 年 12 月 6 日（火曜日）
午前 10 時 00 分 開会

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期決定の件
第 3 諸般報告
第 4 議長報告
第 5 市政報告
第 6 報告第 27 号 例月出納検査結果報告
第 7 報告第 28 号 例月出納検査結果報告
第 8 報告第 29 号 例月出納検査結果報告
第 9 報告第 30 号 例月出納検査結果報告
第 10 報告第 31 号 美唄市教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告
第 11 委員長報告
1 陳情第 1 号 美唄市体育センターの継続利用に関する陳情（総務・文教）
第 12 議案第 54 号 美唄市給与条例の一部改正の件
第 13 議案第 55 号 美唄市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例の一部改正の件
第 14 議案題 56 号 美唄市まちづくり基本条例の一部改正の件
第 15 議案第 57 号 財産購入の件（総合住民情報システム）
第 16 議案第 58 号 美唄市下水道事業受益者分担金条例の一部改正の件
第 17 議案第 59 号 平成 23 年度美唄市一般会計補正予算（第 5 号）

出席議員（13 名）

議長	内馬場 克 康 君
副議長	小 関 勝 教 君
1 番	倉 本 賢 君
2 番	長谷川 吉 春 君
3 番	谷 村 知 重 君
5 番	本 郷 幸 治 君
6 番	森 川 明 君
7 番	吉 岡 文 子 君
8 番	桜 井 龍 雄 君
9 番	金 子 義 彦 君
10 番	高 田 正 則 君
11 番	五十嵐 聡 君
13 番	土 井 敏 興 君

欠席議員（1 名）

4 番	丸 山 文 靖 君
-----	-----------

出席説明員

市 長	高 橋 幹 夫 君
副 市 長	藤 井 英 昭 君
総 務 部 長	伊 藤 敦 史 君
市 民 部 長	山 崎 一 広 君
保健福祉部長兼福祉事務所長	中 川 直 紀 君
商 工 交 流 部 長	市 川 厚 記 君
農 政 部 長	須 田 正 毅 君
都市整備部長	山 口 隆 慶 君
市立美唄病院事務局長	高 倉 雄 治 君
消 防 長	霜 田 公 法 君
総務部総務課長	佐 藤 崇 君
総 務 部 総 務 課 主 査	平 野 太 一 君

教育委員会委員長	工 藤 勝 善 君
----------	-----------

教育委員会教育長 安 田 昌 彰 君
教育委員会教育部長 奥 山 隆 司 君

選挙管理委員会委員長職務代理者 竹 山 哲 郎 君
選挙管理委員会事務局長 秋 場 勝 義 君

農業委員会会長 西 川 芳 勝 君
農業委員会事務局長 吉 田 寿 幸 君

監 査 委 員 扇 谷 均 君
監 査 事 務 局 長 鎌 田 覚 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 中 平 匡 司 君
次 長 三 上 忠 君

午前 9 時 59 分

●議長内馬場克康君 開会前であります、
この場合、副市長から発言を求められてお
りますので、これを許します。

副市長。

●副市長藤井英昭君 発言のお許しをいた
だき、ありがとうございます。

10 月 1 日付けの人事異動によりまして、説
明員が変わりましたので、私からご紹介をさ
せていただきます。

市民部長の山崎一広です。よろしくお願い
をいたします。

以上でございます。

午前 10 時 00 分 開会

●議長内馬場克康君 ただいまより、本日
をもって招集されました平成 23 年第 4 回美
市議会定例会を開会いたします。

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を
開きます。

この場合、説明員の代理出席について、次
のとおり通知がありましたので、報告いたし
ます。

選挙管理委員会委員長後藤泰彦君は、都合
により会期中欠席いたしますので、委員長職
務代理者竹山哲郎君が代理出席いたします。

この場合、教育委員会委員長より発言を求
められておりますので、これを許します。

教育委員会委員長。

●教育委員会委員長工藤勝善君（登壇） 発
言のお許しをいただきまして、ありがとうご
ざいます。

平成 23 年 10 月 4 日の教育委員会会議にお
きまして、委員長の選任を受けました工藤勝
善でございます。

今後とも、ご指導を賜りますようよろしく
お願いを申し上げます。

ありがとうございました。（拍手）

●議長内馬場克康君 日程の第 1、会議録署
名議員を指名いたします。

2 番、長谷川吉春議員

3 番、谷村知重議員

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第 2、会期
決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より 12 月 15 日ま
での 10 日間とし、うち 12 月 7 日及び 12 月 8
日、12 月 10 日及び 12 月 11 日、12 月 13 日及

び12月14日を休会といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。
諸般報告について、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって諸般報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。
議長報告について、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって議長報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に日程の第5、市政報告に入ります。

市長。

●市長高橋幹夫君(登壇) 平成23年第4回市議会定例会に当たり市政の主なものについて、ご報告申し上げます。

初めに、去る2月17日に発生した美唄市米穀乾燥調製施設における灯油流出事故に係る処理の完了について申し上げます。

水質汚濁防止法に基づく汚染土壌の浄化処理作業を8月29日に終了させ、10月6日付けの北海道知事への浄化処理終了の報告をもって、全ての作業が完了したところであります。

事故原因につきましては、調査の結果、建物外部の送油管末端部分に何らかの力が加わり、管の接続部の強度が弱まっていたことによるものと、市として判断したところであります。

市民の皆様には、ご迷惑をおかけしたことを、改めておわび申し上げます。

今後は、指定管理者である美唄市農業協同組合と連携して、施設の巡回や点検等の管理体制を更に強化するなど、再発の防止に向けて万全を期してまいります。

次に、ごみの広域処理に関する基本合意について申し上げます。

これまで、南空知ごみ処理広域化検討協議会において、広域でのごみ処理を検討してまいりましたが、去る11月10日、平成27年4月以降のごみ処理方法について、岩見沢市、美唄市、月形町の3市町による広域処理を行うことで基本合意いたしました。

合意の内容といたしましては、岩見沢市に建設する新しいごみ処理施設の整備及び運営について、平成27年4月を稼動目標とすること、運営は地方自治法に基づく事務の委託によること、ごみ処理を岩見沢市に委託することなどであり、費用負担については、施設整備費、運営費ともに「ごみ量割」とし、総事業費等については、今後協議をしていくこととしております。

次に、T P P協定への対応について申し上げます。

去る11月7日、市議会、市農業委員会をはじめ、農業・商工・消費者団体などとともに、道内選出の国会議員等に対して、「国民合意がないまま、関税撤廃を原則とするT P Pへの

参加は決して行わないこと。」などを旨とする緊急要請を行いました。

また、当月 22 日に市の内部組織として、「美唄市 T P P 協定対策連絡会議」を設置し、T P P 協定交渉に関する情報の収集等を行い、庁内の情報共有を図るとともに、必要な対応について協議をしていくことといたしました。

以上、申し上げまして報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に日程の第 6、報告第 27 号例月出納検査結果報告ないし日程の第 9、報告第 30 号例月出納検査結果報告の以上 4 件を、一括議題といたします。

これより本件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、報告第 27 号ないし報告第 30 号の以上 4 件を終わります。

●議長内馬場克康君 次に日程の第 10、報告第 31 号美唄市教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告を議題といたします。

これより本件について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、報告第 31 号を終わります。

●議長内馬場克康君 次に日程の第 11、委員長報告に入ります。

順序 1、陳情第 1 号美唄市体育センターの継続利用に関する陳情を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。

五十嵐総務・文教委員長。

●総務・文教委員会委員長五十嵐聡議員（登壇） ただいま議題となりました陳情第 1 号美唄市体育センターの継続利用に関する陳情

について、総務・文教委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

本件は、第 2 回定例会において本委員会に付託されて以降、継続審査となっているものでございます。

その後の経過といたしまして、10 月 7 日及び 11 月 22 日の 2 日間、委員会を招集して審査いたしました。

まず初めに、10 月 7 日については、陳情者である利用者団体代表者の方々を参考人として招致し、陳情の内容等について意見を聴取した後、質疑を行いましたので、その主なものを申し上げます。

初めに、教育委員会から示された開館期間の短縮について、教育委員会の対応の状況と利用者団体での議論経過について、との質疑に対し、6 月 14 日に教育委員会から示された 2 日間の休館については、継続を前提に了解しているが、その後の週 3 日の開館という教育委員会の考え方については、利用者団体代表を集めての説明はなく、関係する競技団体に教育委員会が個別に対応したものと認識している。との答弁。

次に、利用者団体代表から提出された、平成 22 年 11 月 16 日付けの申し入れ事項の中に、「少なくとも今後 3 年間は継続利用できるようご努力の程をお願い申し上げます」とあるが、この 3 年間という期限は意味があるのか、また、利用者においては、どの程度の費用負担が議論されたのか、との質疑に対し、財政状況を考慮した結果、差し当たり、この程度はお願いしていいのではないかと、3 年でも継続してくればありがたい、という判断から 3 年間という記述をした。また、費用負担につ

いて、100 円の利用料金は、みな安過ぎると考えている。具体的な金額についての話はしていないが、料金の値上げについては団体全体の了解を得ている。との答弁。

次に、6 月 9 日に陳情を出されて以降、教育委員会とは 6 月 14 日と 8 月中に一度話し合いを持ったとのことだが、今後も教育委員会から働きがあった場合には、利用者団体代表としては、打ち合わせの場に臨む気持ちはあるのか、との質疑に対し、継続についての新しい話が出てくれば、十分話し合いの場に出て意見を述べ、継続利用に持っていきけるように話し合いを続けていきたい。との答弁がありました。

その後、委員会で協議し、参考人意見を踏まえ、所管の教育委員会に改めて説明を求めることに決定いたしました。

次に、11 月 22 日については、教育委員会から、体育センターの平成 24 年度以降における管理運営の考え方について、陳情者の要望や今後予想される施設改修の内容、さらには財政健全化計画との関連等も考慮した中で、改めて関係部局と協議をした結果について、資料をもとに説明があり、

1．体育センターの継続期間は、平成 24 年度から 26 年度までの 3 カ年とし、大規模改修が必要となった場合は、別途検討する。

2．開館日について、現在は火曜日が定休日、月曜日が午後 4 時までとなっているが、月曜日、火曜日の 2 日間を休館とし週 5 日間の開館とする。

3．運営方法について、今年度は市が直接管理運営を行っているが、平成 24 年度以降は指定管理者制度の活用も含め検討する。

4．利用者負担について、利用者に対しては、利用料金の値上げ、清掃の協力、道具の出し入れの協力等、一定程度の負担を検討したい。

5．改修費用については、最低限にとどめたいと考えており、利用に直接関係があるアリーナ部分の雨漏りに関し、屋根のコーキング改修に 50 万円程度を見込んでいます。との教育委員会の考え方について説明がなされた後、先の参考人招致における質疑・答弁の結果も踏まえた質疑を行いました。

初めに、この考え方を整理するに当たって、利用者団体との何らかの協議があったのか、との質疑に対し、市の方向性が決定してから時間がなかったため、閉館することとした月曜日に活動している卓球とゲートボールの代表の方に対し、電話で現在検討している方向性についてお伝えした。との答弁。

次に、3 年間という継続期間の考え方について、この施設は財政健全化計画の中で廃止としている施設であり、これは 3 年をリミットとして廃止にしていくということなのか、との質疑に対し、施設の老朽化の問題があり、基本的には 3 年間としたものである。その後については、そのときの利用者の状況のほか、人材開発センターの体育館あるいは東栄小学校等、他の施設の活用等も含め、全体で検討していきたい。との答弁。

次に、大規模改修が必要とされた場合は別途検討する、という考え方について、との質疑に対し、継続期間の 3 年の間に災害等の影響により大規模改修が必要となった場合は、その時点で検討して閉館もあり得るという意味である。との答弁。

次に、現実的に悩ましい中規模的な改修が必要になった場合の考え方について、との質疑に対し、建築部門とも協議をした結果、さほど大きな改修は発生しないものと考えており、管理運営する中で維持修繕に努めていきたいと考えている。との答弁。

次に、開館時間を1日短くすることで、どれぐらいの経費が削減できるのか、との質疑に対し、市の直営とした場合は、50万程度の削減と試算している。との答弁がありました。

結果といたしまして、陳情第1号につきましては、採択して市長並びに教育委員会委員長に送付すべきものとし、意見としては、「願意妥当と認められるので、第6期総合計画及び財政健全化計画の進捗状況を踏まえ、利用者の意向、利用実態も考慮のうえ善処されたい」と決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長内馬場克康君 これより、陳情第1号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号美唄市体育センターの継続利用に関する陳情は、委員長報告のとおり

り決定されました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第12、議案第54号美唄市給与条例の一部改正の件ないし日程の第16議案第58号美唄市下水道事業受益者分担金条例の一部改正の件の以上5件を一括議題といたします。

本件に関し提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第54号美唄市給与条例の一部改正の件であります。

本件は、平成23年の人事院勧告に基づき、医者を除く中高年齢層を念頭に置いた一般職及び再任用職員の給与月額について、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第55号美唄市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例の一部改正の件であります。

本件は、スポーツ振興法の全部改正によるスポーツ基本法の制定に伴い、これまでの体育指導委員をスポーツ推進委員として、新たに規定する改正を行うとともに、条例の整備に関し必要な改正を行うものであります。

次は、議案第56号美唄市まちづくり基本条例の一部改正の件であります。

本件は、美唄市まちづくり基本条例第37条の規定に基づき見直しの検討を行った結果、本年3月の東日本対震災の発生を受け、市民の安全・安心への関心が高まっていることから、危機管理体制の充実・強化に努めるとともに、災害に強いまちづくりを進めていくた

め、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 57 号財産購入の件であります。

本件は、総合住民情報システムを議案記載の通り購入しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第 58 号美唄市下水道事業受益者分担金条例の一部改正の件であります。

本件は、下水道区域の拡大を図るため、茶志内地区に分担区及び単位分担金額を設定しようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 ただいま提案理由の説明がありました議案第 54 号ないし議案第 58 号の以上 5 件については、大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これより議案第 54 号ないし議案第 58 号の以上 5 件について、一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第 54 号ないし議案第 57 号の以上 4 件は総務・文教委員会に、議案第 58 号は産業・厚生委員会にそれぞれ付託の上、審査することといたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第 17、議案第 59 号平成 23 年度美唄市一般会計補正予算(第 5 号)を議題といたします。

本件に関し提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長高橋幹夫君(登壇) ただいま上程さ

れました議案第 59 号平成 23 年度美唄市一般会計補正予算(第 5 号)について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、第 1 条歳入歳出予算、第 2 条地方債について補正しようとするものであります。

第 1 条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額にそれぞれ 2,240 万円を増額補正し、補正後の予算総額を 167 億 5,761 万 6,000 円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、民生費には、東地区で子育て世代・異年齢・地域住民との世代間交流を行い、親子・家庭・地域社会の交わりを通じて、互いに支え合う関係を築き上げ、子どもと家庭全体の福祉の向上につなげる「東地区地域子育て支援交流広場事業」を計上いたしました。

農林費には、米の生産出荷体制の強化と若手の担い手農業者等の育成・確保を図るため、必要な施設や農業機械の導入を支援する「水稻生産振興事業」を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する道支出金を増額補正し、財源対応をいたしました。

第 2 条地方債の補正につきましては、市営住宅整備債及び社会教育施設整備債の限度額を変更しようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第 59 号については、大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより議案第 59 号について大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、大綱質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第 59 号については、13 人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、

倉本 賢議員、長谷川吉春議員、
谷村知重議員、丸山文靖議員、
本郷幸治議員、森川 明議員、
吉岡文子議員、
桜井龍雄議員、金子義彦議員、
高田正則議員、五十嵐聡議員、
小関勝教議員、土井敏興議員の以上 13 人の議員を指名いたします。

●議長内馬場克康君 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前 10 時 25 分 散会

